

一、労働者の健康と安全を確保すること
 二、労働者の生活安定を図ること
 三、労働者の福利厚生を充実させること
 四、労働者の職業訓練を推進すること
 五、労働者の就業機会の創出を図ること
 六、労働者の権利保護を徹底すること
 七、労働者の意識向上を図ること
 八、労働者の生活文化を向上させること
 九、労働者の社会参加を促進すること
 十、労働者の国際交流を推進すること

以上一頁目より七頁目までの労働協約の内容及び
 労働者の福利厚生等について

労働者代表

労働協約の内容及び労働者の福利厚生等について

労働者代表

労働協約の内容及び労働者の福利厚生等について

(協調會勞働課)